期日指定定期預金規程〈非自動継続型〉

１．　（預金の支払時期等）

(1) 期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書表面記載「以下『表面記載』といいます。」の据置期間満了日）から表面記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1 万円以上の金額で指定してください。

(3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

(4) 指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

２．　（利息）

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①　1 年以上 2 年未満……表面記載の「2 年未満」の利率

②　2 年以上……表面記載の「2 年以上」の利率

（以下「2 年以上利率」といいます。）

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金共通規定 2.（1）により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①　6 か月未満……解約日における普通預金の利率

②　6 か月以上 1 年未満……2 年以上利率×40%

③　1 年以上 1 年 6 か月未満……2 年以上利率×50%

④　1 年 6 か月以上 2 年未満……2 年以上利率×60%

⑤　2 年以上 2 年 6 か月未満……2 年以上利率×70%

⑥　2 年 6 か月以上 3 年未満……2 年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

３．　（その他）

その他事項につきましては、「定期預金共通規定」をご参照ください。

４．　（規定の改定）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（令和２年４月１日現在）